

入札において委任状の必要な場合について

区 分	委任状の要否	備 考
入札書に代表者（登記簿により代表権があることが確認できる者：代表取締役等）の印を押印する場合	不 要	入札書を持参する者や実際に入札書に金額を記載する者等が代表者でなくとも不要
入札書に代表者以外の者（支店長や営業所長等）の印を押印する場合	必 要	代表者から入札書に押印する者への委任状が必要

Q 1 刈谷市の業者登録は代表者でなく支店長で行っているが、支店長の記名押印による入札書を持参する場合、代表者から支店長への委任状は必要ですか？

A 1 業者登録の時点で支店長は委任を受けているので不要です。

Q 2 入札書には代表者の印を押印しましたが、入札書を持参する者は社員Aとなります。代表者から社員Aへの委任状は必要ですか？

A 2 不要です。

Q 3 入札書には代表者の印を押印しましたが、入札書を作成した者は社員Bとなります。代表者から社員Bへの委任状は必要ですか？

A 3 不要です。

Q 4 刈谷市の業者登録は代表者で行っていますが、入札書に代表者の印を押印することができないため、支店長に委任をしたいのですが、委任状は必要ですか？

A 4 代表者から支店長への委任状を提出してください。入札書への押印は支店長の印のみで足りります。

Q 5 Q 4 のケースで、入札書を持参する者は当該支店の社員Cになります。この場合、代表者から社員Cへの委任状は必要ですか？

A 5 不要です。ただし代表者から支店長への委任状は必要です。